

大規模災害等発生時の児童引渡し保護者用マニュアル

下関市立角倉小学校

1 保護者引渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・土砂くずれ等）が発生したとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 保護者引渡しについての連絡手段

（1）通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→ 保護者引渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校から、保護者あて緊急メール又電話により連絡し、お子さんの引取りを依頼します。

（2）いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引渡します。

「1 保護者引渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

（※ 引渡しのケース等、不明な点がありましたら、事前に学校までお問い合わせください。）

なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

3 引渡し場所

（1）大規模な自然災害（地震・土砂くずれ等）が発生したとき

原則、学校を引渡し場所とします。地震や土砂くずれ等で学校での引渡しが不可能と判断した場合は、設定した引渡し場所を連絡します。

（2）近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがあるとき

原則、学校を引渡し場所とします。児童の心理的動揺等により学校での引渡しが望ましくないと判断した場合は、設定した引渡し場所を連絡します。

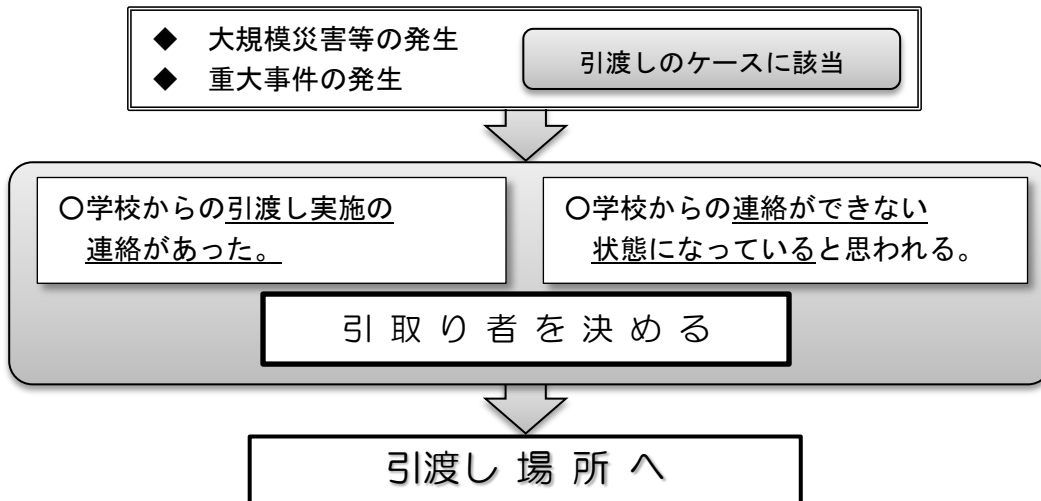
4 「緊急時引渡しカード」について

円滑かつ安全な引渡しのために、引渡しカードを使用して引渡しを行います。以下の点について、ご協力をお願いします。

○引取りに来る人（引取り登録者）を決めて、スマートフォン等から登録してください。

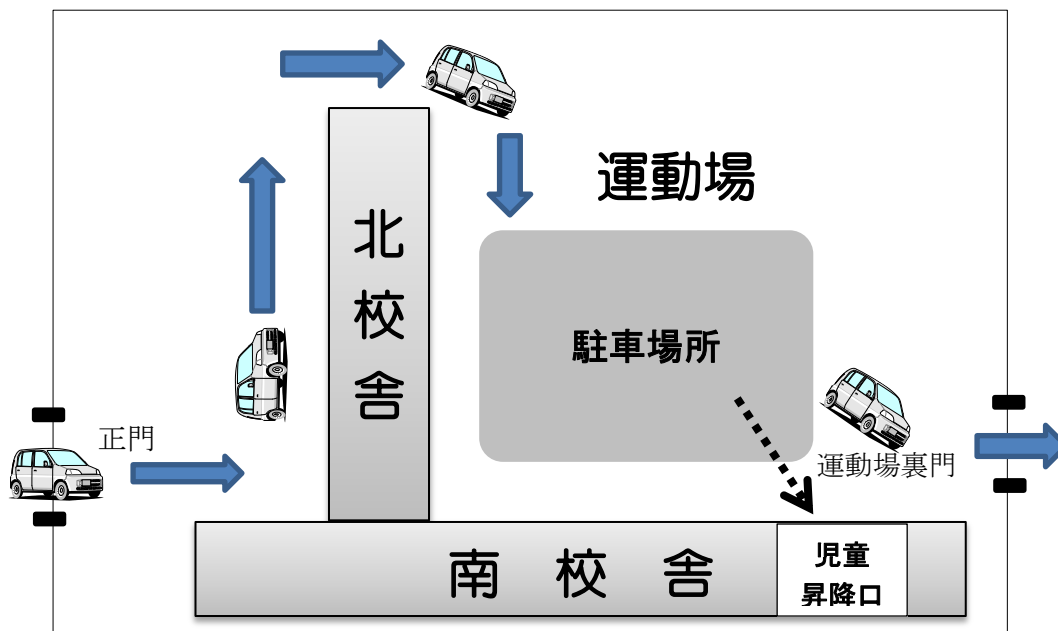
- ・引取り登録者の1番には、保護者を登録してください。
- ・引取り登録者の2～4番は、1番の保護者の引取りができない場合の引取り者（保護者・親族等）を登録してください。
- ・保護者以外の引取り者は、お子さんが確認できる人をお願いします。

5 学校での引渡しの手順



(1) 引渡し経路及び駐車場

児童の待機場所は、各教室です。車でお迎えの際は、運動場南側に駐車してください。児童昇降口から校舎内に入り、各教室までお子様を引取りに行ってください。



(2) お子さんによる確認

担任に、「〇〇の母親（父、祖父母など）の〇〇です。」と教えてください。お子さんとともに引取り者の確認をします。

(3) 引渡し

お子さんが引取り者を確認できたら引渡します。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を各担任に伝えてください。

(4) お願い

子どもたちが落ち着いて待機し、順に引渡しができるようにしています。勝手に待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。

